

## 3. エンジェル税制の見直し

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

少額の投資家にもエンジェル投資の裾野が広がってきている現状を踏まえ、クラウドファンディングを通じたエンジェル税制の利便性を向上し、長期に渡って研究開発に取り組むベンチャー企業に対する資金供給を強化する。  
また、時代の変化に対応させるため、一定の見直しを図る。

#### (2) 内容

##### ①対象企業の範囲拡大

設立後3年未満の会社から5年未満の会社へ対象範囲を拡大する。

##### ②経済産業大臣認定制度の拡充

ベンチャー企業へ指導を行い、エンジェル税制の対象企業であることを確認できる事業者に「認定クラウドファンディング業者」を加える。

##### ③適用要件の見直し

試験研究費等割合を5%(改正前3%)に引き上げる。

##### ④控除対象限度額の見直し

所得からの控除限度額を800万円(改正前1,000万円)に引き下げる。

##### ⑤手続き書類の削減

ベンチャー企業が都道府県又は投資事業有限責任組合へ提出する書類を簡素化する。

#### (3) 適用時期

- ・ (2)④控除対象限度額の引き下げは、令和3年(2021年)1月1日以後の投資について適用される。
- ・ その他の改正については大綱上記載なし。

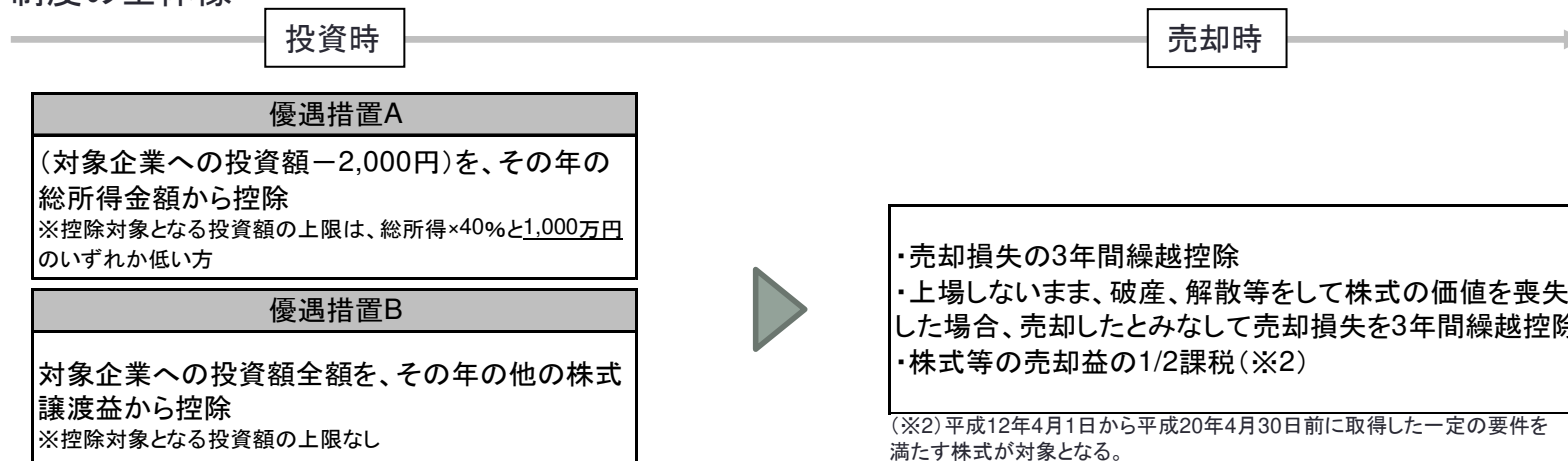
### 2. 改正の趣旨・背景

現行制度下でのベンチャー企業へのリスクマネー供給不足が指摘されていること、現行制度が2008年(平成20年)に開始してから11年が経過し、環境変化への対応が必要であることから、①近年のネットワークビジネス隆盛による投資家層や出資形態の変化への対応、②投資家層変化にともなう投資先ベンチャー企業層変化への対応、③ベンチャー企業の就業形態変化への対応等により、時代の変化に対応した制度の見直しを図り、リスクマネーを円滑に供給する。

### 3. 制度の概要(改正前)

投資者及び投資対象の企業が一定の要件を満たすことにより、投資時と売却時で税制上の優遇措置を受けることができる制度。

#### (1) 制度の全体像



(※1) 投資時の税制優遇は所得税のみ。

(※2) AとBいずれの要件も満たす場合、選択可能。併用不可。

#### (2) 適用要件

	優遇措置A	優遇措置B (※6)
企業要件	I 設立後3年未満の中小企業(※1)	設立後10年未満の中小企業(※1)
	II 設立後経過年数に応じて一定の要件を満たすこと(P3-3参照)	
	III 特定の株主グループ(※2)が保有する株式の合計が、発行済株式総数の5/6を超えないこと	
	IV 大規模法人グループ(※3)の所有に属さない(※4)こと	
	V 未上場・未登録の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと	
投資家要件	VI 金銭による払い込みで株を取得していること	
	VII 対象企業が同族会社である場合、一定の要件を満たす株主(※5)に該当しないこと	

(※1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1号から第5号に定義する中小企業。

(※2) 発行済株式総数の30%以上を保有している株主およびその親族やその関係会社等。

(※3) 大規模法人(資本金1億円超)および当該法人と特殊の関係(子会社等)にある法人。

(※4) 発行済株式総数の1/2超を一つの大規模法人グループに、2/3を複数の大規模法人グループに保有されていないこと。

(※5) 対象企業が同族会社である場合、所有割合の上位3グループの保有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに所属している株主。

(※6) 経済産業大臣の認定を受けた事業者(認定投資事業責任組合)経由で投資する場合又は、グリーンシートエマージング銘柄に投資する場合で、優遇措置Bを利用する場合は、II、IIIの要件は満たす必要はない。

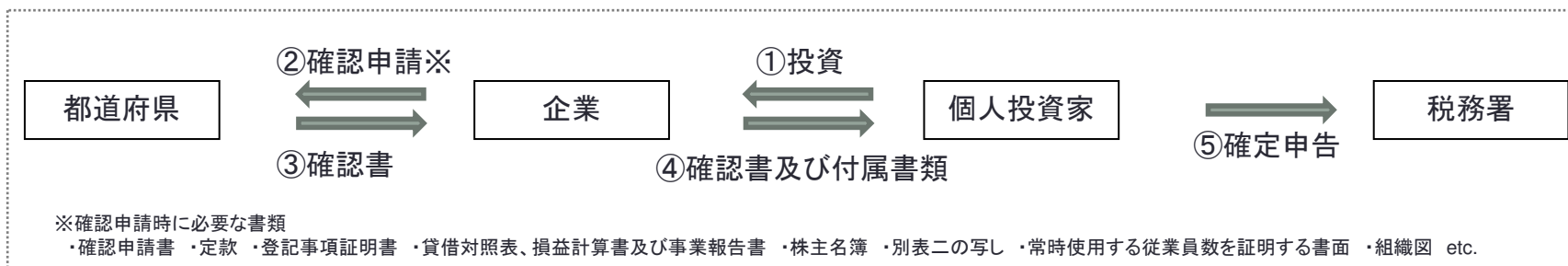
### 3. 制度の概要(改正前)

#### 要件Ⅱ－ 設立後経過年数による一定の要件

優遇措置A		優遇措置B	
設立経過年数	要件	設立経過年数	要件
1年未満	(最初の事業年度未経過) 研究者(※1)あるいは新規事業活動従事者(※2)が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
	(最初の事業年度経過) 研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	1年以上～2年未満	試験研究費等が収入金額の3%超。または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等(※3)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	2年以上～5年未満	試験研究費等が収入金額の3%超。または売上高成長率が25%超。
2年以上～3年未満	試験研究費等が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または売上高成長率が25%超で営業キャッシュ・フローが赤字。	5年以上～10年未満	試験研究費等が収入金額の5%超。

(※1) 特定の研究テーマをもって研究を行っており、社内で研究を行う者で試験研究費等に含まれる支出がある者。  
 (※2) 新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や新規製品やサービスの広告宣伝や市場調査の企画を行う者。  
 (※3) 宣伝費及びマーケティング費用を含む。

#### (3) 適用を受けるための手続



## 4. 改正の内容

### (1) 優遇措置Aの適用対象となる企業要件の改正 (p3-3 要件Ⅱ参照)

- ・対象となるベンチャー企業の範囲が設立後3年未満から5年未満に拡充される。
- ・試験研究費等割合が3%から5%に引き上げられる。

### (2) 経済産業大臣認定制度の拡充

指導・支援能力を有する事業者を通じたベンチャー投資を促進するため、確認事務を行う事業者<sup>1</sup>に認定ファンド(認定投資事業有限責任組合)及び認定クラウドファンディング事業者が追加される。



### (3) 控除可能限度額の見直し

少額投資増加を背景として、優遇措置Aについて控除対象となる投資額の上限が「総所得×40%と1,000万円のいずれか低い方」から、「総所得×40%と800万円のいずれか低い方」に引き下げられる。

### (4) 確認申請手続きの簡素化

適用対象となる株式会社のうち、一定の要件を満たすものに係る確認手續において、以下の書類の添付が不要となる。

- ①定款 ②事業報告書 ③別表二の写し ④組織図

### (5) 適用対象となる以下の株式会社が発行する株式の発行期限が2年延長

- ・国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社
- ・地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社

## 5. 適用時期

- ・上記(3)優遇措置Aの控除対象限度額の引き下げは、令和3年(2021年)1月1日以後の投資について適用される。
- ・その他の改正については大綱上記載なし。